

令和3年10月25日

令和3年10月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和3年10月25日(月) 午後1時30分～2時
- 2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室
- 3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔
- 4 出席農地利用最適化推進委員(6人)

第1地区	九鬼 実	第2地区	中井 昇
第3地区	中野 勝之	第5地区	行田 修
第6地区	谷山 正昭	第7地区	辻 清一
- 5 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

第4地区	上田 昌彦
------	-------
- 6 農業委員会事務局職員(3人)

事務局長	梶 日出男	事務局長代理	松下 伸弘
主査	奥田 真貴子		
- 7 議事録署名委員

9番	中西 壽男	10番	大西 清一
----	-------	-----	-------
- 8 議事日程
  - (1) 一般事務に関する報告
  - (2) 議事録署名委員の指名
  - (3) 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請
議案第3号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出（専決処理分）
- 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知
- 報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知

## 9 会議の概要

議 長

それでは、ただ今から、令和3年10月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は14名でありますので、会議は成立いたしております。  
なお、推進委員の出席は、6名であります。

議 長

それでは、会議日程に従い、順次進めてまいります。  
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程お目通しをいただきたいと存じます。

議 長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例により、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議 長

ご異議なしと認め、議席番号9番、中西 壽男委員、並びに、議席番号10番、大西 清一委員をご指名申し上げます。

議 長

これより、付議案件の審議を行います。  
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件を議題といたします。  
なお、本件につきましては、事前に地区担当委員、推進委員による現地の確認及び地元関係者との調整をお願いいたしておりましたが、それぞれ問題は無いとの回答をいただいておりますので、報告いたしておきます。  
それでは、申請内容につきまして事務局の説明を求めます。  
事務局長代理、松下君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請、2件、4筆、370㎡についてでございます。

申請地の位置等については、議案第1号参考資料でご確認をお願いします。  
内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、隣接する農地の所有者間で農地の一部を交換し、農業経営の効率化を図るものであります。

いずれも耕作目的で所有権を取得するため、申請があったものであります。

1項目及び2項目の譲受人は市外在住で、申請地は譲受人の自宅から車で90分ほどの通作が可能な場所に位置します。

3項目及び4項目は、市内の農家が所有権を取得するため申請があったものです。

いずれも農機具の所有状況、農作業の従事状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りましてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。  
お諮りいたします。

農地法第3条の規定による許可申請、2件につきましては、適当と認め許可することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件を議題といたします。

本件につきましては、中村副会長、地区担当委員、推進委員並びに矢頭委員により、現地調査を実施しておりますので、調査結果につきまして報告を求めます。それでは、久保委員お願いいたします。

久保委員

それでは、10月7日に現地調査を行いました結果について報告いたします。

申請地は、XXXXXXXXXX、田、1, 132㎡でございます。

位置については、議案第2号参考資料でご確認ください。

申請地は、府道余野茨木線及び市道宿久庄二丁目安威一丁目線が交わる福井郵便局前の交差点の北西約250mに位置し、市道の南側に位置しております。

周囲の状況は、北側は道路、東側は駐車場、南側は農地、西側は水路でございます。

転用の目的は資材置場で、雨水は自然浸透により排水する計画であります。

地元協議も整っており、転用することについて問題はないものと思われま

す。以上、簡単ではございますが、現地調査の報告とさせていただきます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請内容について、事務局の説明を求めます。

事務局主査、奥田さん。

事務局

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、1件、1筆、1, 132㎡についてでございます。

本件につきましては、市街化調整区域内の農地について、農地を農地以外のものに転用するため申請があったものです。

内容についてご説明申し上げます。

転用の目的は資材置場、権利の種類は所有権となっております。

転用の理由ですが、譲受人は建設業を営んでおり、市内の事業所を拠点に建築資材のリース業を行っていますが、資材置場が手狭になっていることから、資材置場を拡張し業務の効率化を図るものです。

農地の区分は、水道管等が埋設された幅員4 m以上の道路の沿道にあり、おおむね500 m以内に市立福井小学校、府立福井高等学校があることから、第3種農地と判断します。

必要面積、事業所からの距離、近隣住民の生活や安全面に配慮し、転用に伴い周辺の他の農地の営農に支障を与えないと考えられる本件申請地を選定したものでございます。

事業計画では、木製コンクリート型枠の資材置場として使用する予定となっております。

以上、農地法第5条第2項及び政省令の許可基準に適合しているものと思われ

ます。  
よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご質問等がございませんので、質疑を打ち切りましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

なお、本件につきましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、大阪府農業会議に意見聴取いたしており、許可されることは止むを得ないとの意見を受けております。

議 長

お諮りいたします。

農地法第5条の規定による許可申請、1件につきましては、適当と認め許可することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件を議題といたします。

それでは、申請内容につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局主査、奥田さん。

事務局

議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件、1筆、2,377㎡について、茨木市長から農業委員会会長あて、利用集積計画を定めるに当たり、審査依頼があったものでございます。

権利関係は使用貸借権で、5年の新規設定となっております。

借り手は農地中間管理機構であり、所有者から農地を借り受け転貸することについて、事前に大阪府知事との協議が行われ同意がされております。

転借人につきましては、議案書の借り手欄に括弧書きで氏名及び住所を記載しております。

転借人の概要につきまして、議案第3号参考資料をもとに説明させていただきます。

転借人は、大阪市在住で農業従事年数は4年10ヶ月となっております。年間農業従事日数は300日、野菜を栽培されており、本件申請地においてナス、ミニトマト、ニラ、ニンニク等を栽培する計画です。

農業用機械といたしましては、耕うん機、草刈機、畝立て機、トラクター等を所有されています。

研修等の受講履歴としましては、平成20年に奈良市内の農園で有機栽培の技術を習得され、本年度はJA茨木市が開設している営農塾を受講されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ご意見、ご質問等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり。)

議 長

ご意見等がございませんので、質疑を打ち切りまして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定、1件につきましては、適当と認め承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議 長

ご異議なしと認め、左様決定いたします。

議 長

次に、報告案件に移ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分、2件。

以下、報告第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可通知、4件でございますが、いずれも事務処理要領並びに大阪府からの通知に基づき処理いたしましたものでございます。

よろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

次に大川委員から皆さまへの報告事項がある旨、事前に申し出がありましたのでここで大川委員の発言を認めます。大川委員。

大川委員

(ゴマ栽培の活動等の報告)

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

まず、地区別農業委員会研修会が、10月27日、水曜日、高槻現代劇場で開催されます。)

なお、研修会は、午後1時30分から3時30分までの予定となっております。当日は、市役所に集合して貸切バスで送迎いたしますので、午後0時40分、本館東玄関集合をお願いいたします。

次に、ふるさと農業再生委員会を11月9日、火曜日、午後1時30分から南館3階防災会議室で開催いたします。

次に、編集委員会を11月11日、木曜日、午後1時30分から本館7階会議室で開催いたします。



来月の定例会でございますが、11月22日、月曜日、午後1時30分から、南館8階 特別会議室で開催いたします。

議 長

それでは、これもちまして、令和3年10月定例会を閉会といたします。  
慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年10月25日

茨木市農業委員会

議長

署名済み

---

署名委員

署名済み

---

署名委員

署名済み

---